全日本病院協会 医療行政情報



老高発0825第1号 平成29年8月25日

都道府県

各 指定都市 介護保険主管課(室) 御中 中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課長

(公印省略)

福祉用具貸与価格の全国的な状況の把握について(通知)

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

福祉用具の給付のあり方については、昨年12月9日に取りまとめられた「介 護保険制度の見直しに関する意見」(社会保障審議会介護保険部会)において、介 護保険制度の持続可能性の確保の一環として明記されました。

具体的には、適切な貸与価格を確保する等の観点から、

・ 国が商品ごとに、当該商品の貸与価格の全国的な状況を把握し、ホーム ページにおいて当該商品の全国平均貸与価格を公表する

・ 貸与価格に一定の上限(全国平均貸与価格+1標準偏差)を設ける 等の見直しについて、平成30年10月からの施行を予定しています。

厚生労働省においては、公益社団法人国民健康保険中央会、公益財団法人テク ノエイド協会等とも連携を図りながら、具体的な仕組みについて検討を進めてお り、去る7月3日の「全国介護保険担当課長会議」において、想定される見直し 内容及びスケジュールについて、お知らせしたところです。

今般、下記のとおり、福祉用具貸与価格の全国的な状況を把握するため、福祉 用具貸与事業者及び福祉用具製造事業者等に御対応いただきたい内容についてお 知らせしますので、管内市町村及び福祉用具貸与事業者等に対し、広く周知いた だきますようお願いします。

なお、本内容については、一般社団法人日本福祉用具供給協会及び一般社団法 人日本福祉用具・生活支援用具協会とも協議済みであることを申し添えます。 記

1 概要

現行の介護給付費の請求に当たっては、介護給付費明細書にTAISコード (5桁-6桁(半角・数字))、JANコード又はローマ字で商品コード等を記載 いただいていますが、今後は、効果的かつ効率的に貸与価格の全国的な状況を 把握するため、商品コード等と商品の価格情報が一元的に管理されていない JANコード及びローマ字についても、「5桁-6桁(半角・英数字)」のコード (以下「福祉用具届出コード」という。)の記載とすることとします。

このため、福祉用具の製造事業者又は輸入事業者においては、TAISコードを有していない商品について、平成29年9月30日までにTAISコード 又は福祉用具届出コードのいずれかを取得いただくことが必要となります。

また、福祉用具貸与事業者においては、平成29年10月の貸与分(11月 の介護給付費請求分)から、介護給付費明細書にTAISコード又は福祉用具 届出コードのいずれかを記載いただくことが必要となります。(本見直し内容を 踏まえ、「介護給付費請求書等の記載要領について」(平成13年11月16日 老老発31号厚生労働省老健局老人保健課長通知)を今後改正する予定です。)

これらのコードが記載された介護給付費の請求実績に基づき、商品ごとに、 全国平均貸与価格の算出、貸与価格の上限設定等を行うこととしています。

2 スケジュール

現時点で想定されるスケジュールは次のとおりです。ただし、今後の検討に より変更があり得ます。

· ~ 平成29年9月30日

TAISコードを有していない福祉用具の製造事業者又は輸入事業者
 において、TAISコード又は福祉用具届出コードのいずれかを取得
 ・平成29年10月の貸与分(11月の介護給付費請求分)~

福祉用具貸与事業者において、介護給付費明細書にTAISコード又 は福祉用具届出コードのいずれかを記載

・平成30年春~夏頃

全国平均貸与価格・貸与価格の上限を公表

・平成30年10月

施行

3 TAISコードを有している商品に係る取扱い

TAISコードを有している商品については、既に商品コードと商品の価格 情報が一元的に管理されていることから、従来の取扱いから変更はありません。

福祉用具貸与事業者においては、介護給付費の請求に当たって、現行どおり、 介護給付費明細書に該当する商品のTAISコードを確認の上、記載いただき ますようお願いします。

TAISコードを有している商品か否かについては、福祉用具の製造事業者 又は輸入事業者に御確認いただくほか、公益財団法人テクノエイド協会のホー ムページ(福祉用具情報システム(TAIS))でも御確認いただけます。

なお、現行の介護給付費明細書の記載に関しても、TAISコードが正確に 記載されていないといった事例が指摘されているため、改めて正確な記載につ いて御留意いただきますようお願いします。

<参考>

福祉用具情報システム(TAIS)(公益財団法人テクノエイド協会) http://www.techno-aids.or.jp/system/index.shtml

4 TAISコードを有していない商品に係る取扱い

TAISコードを有していない商品については、商品コード等と商品の価格 情報が一元的に管理されていないことから、新たに貸与価格の全国的な状況を 把握するための仕組みが必要となります。

このため、福祉用具の製造事業者及び輸入事業者においては、平成29年 9月30日までにTAISコード又は福祉用具届出コードのいずれかを取得い ただくことが必要となります。

TAISコードを取得される場合は、上記公益財団法人テクノエイド協会の ホームページを御確認の上、具体的な手続を行っていただきますようお願いし ます。

福祉用具届出コードを取得される場合は、別紙「貸与価格の見える化を推進 するための「福祉用具届出システム」利用の手引き」(公益財団法人テクノエイ ド協会)の手続が必要となりますので、管内の福祉用具貸与事業者等を通じ、 福祉用具の製造事業者及び輸入事業者に対し、広く周知いただくとともに、期 日までに遺漏なく御対応いただきますようお願いします。

また、福祉用具貸与事業者においては、福祉用具届出コードの取得に関する 手続が適切に行われるよう、福祉用具の製造事業者又は輸入事業者に対し、そ の求めに応じて介護給付費の請求実績が確認できる書類を提供いただくととも に、平成29年10月の貸与分(11月の介護給付費請求分)から、介護給付 費明細書にTAISコード又は福祉用具届出コードのいずれかを記載いただく こととしますので、あわせて遺漏なく御対応いただきますようお願いします。 なお、実際の商品ごとのコードについては、後日取りまとめの上、公表する こととしていますが、それまでの間は、福祉用具の製造事業者又は輸入事業者 に御確認いただきますようお願いします。

5 その他

本見直し内容の施行に向けては、引き続き、関係機関と必要な協議を進めて いきますが、今後は、介護給付費明細書にTAISコード又は福祉用具届出 コードを記載いただくとともに、その介護給付費の請求実績に基づき、貸与価 格の全国的な状況を正確に把握するため、

- TAISコード又は福祉用具届出コードについては、誤りなく正確に記載いただく
- 同一の商品を含め、複数の福祉用具の商品を請求する場合も、一つ一つ 分けて記載いただく
- といった点について、改めて御留意いただきますようお願いします。

なお、平成29年10月の貸与分(11月の介護給付費請求分)から、TA ISコード又は福祉用具届出コードの記載がない介護給付費の請求については、 各国民健康保険団体連合会の審査において返戻することを予定していますので、 遺漏なく御対応いただきますようお願いします。

また、利用者が適切に福祉用具を選択するためには、それぞれの商品の価格 情報とあわせて、その仕様や機能に係る情報等についても広く提供されること が望ましいものです。

これらの情報については、公益財団法人テクノエイド協会の福祉用具情報シ ステム(TAIS)で御確認いただけますので、福祉用具の選定に当たっては、 本システムも積極的に活用いただきますようお願いします。

【厚生労働省担当】	
厚生労働省老健局 高齢者支援課	
福祉用具・住宅改修係	
電 話:03-5253-1111(内 3985)	
e-mail: fukushiyougu@mhlw.go.jp	

別紙

## 貸与価格の見える化を推進するための

# 「福祉用具届出システム」利用の手引き

#### ●届出システムの目的

この「福祉用具届出システム」は、介護保険における福祉用具貸与価格の全国的な状況を把握するため、 全国の福祉用具製造・輸入事業者等にご協力を賜り、テクノエイド協会が運用するTAIS(福祉用具 情報システム)に未登録の福祉用具のうち、貸与のサービス提供・請求実績のある用具について、届出して いただくためのものです。

#### ●届出を行う者

届出の手続きは、福祉用具製造・輸入事業者に行っていただきます。

下記の留意事項をご確認のうえ、TAIS未登録の用具についてのみ届出してください。(但し、福祉用 具製造事業者等が既に存在しない場合には、事務局までご相談ください。)

(留意事項)

- ※1 既にTAIS登録しており「5桁-6桁」のTAISコードが付与され、協会HPから用具情報の公開がなされている用具は届出不要です。
- ※2 また、現在TAISを削除している用具のうち、平成29年6月利用分における介護給付費の請 求実績がある用具については、本年度に限り届出を不要とします。当該リストを協会HPに掲載します のでご確認ください。

※3 福祉用具貸与のサービス提供・請求実績の「いずれもない」ものは届出できません。

※4 同封の「福祉用具情報の収集・提供の流れ(予定)」をご参照ください。

#### ●届出期間

## 平成29年9月30日(土)まで

#### ●届出方法

この「届出システム利用の手引き」に記載される所定の内容等を十分留意のうえ、1商品ずつ届出を行って下さい。

なお、記載内容の漏れや誤り、また添付書類の不備や不適切等が認められる場合には、公表するリストに は反映されませんので留意してください。

#### 平成29年8月25日現在

## 公益財団法人テクノエイド協会

## 目 次

1.	はじめに(システム操作前にご準備いただきたいこと)	1
	(1) 必要な書類について	1
2.	本システムについて	3
	(1) アクセス方法について	3
	(2) 本システムの全体像について	5
3.	ログイン用のパスワードを取得する	6
	(1) 福祉用具情報システム(TAIS)の企業コード(5桁)を持っている方	6
	(2) 福祉用具情報システム(TAIS)の企業コードを持っていない方	8
4.	ログインする	10
5.	用具情報について入力する	11
6.	入力済みの用具について確認する	15
7.	入力済みの用具について修正・届出する	16
8.	請求実績を入力する	17
9.	福祉用具情報の収集・提供の流れ(予定)	18

## 問い合わせ先(事務局)

**公益財団法人テクノエイド協会** 企画部 加藤・山下・嶋谷・五島 電話番号 03-3266-6883

**株式会社インターリスク総研** リスクマネジメント第三部 依田(よだ)・谷澤 電話番号 03-5296-8918

## 1. はじめに(システム操作前にご準備いただきたいこと)

#### (1) 必要な書類について

福祉用具の届出にあたっては、請求実績が確認できる書類<sup>\*1</sup>又は、(既にサービス提供しているが請求実績のない用 具については)保険者からの承認が得られていることが確認できる書類等<sup>\*2</sup>の添付が必要となり、また記載内容の入力が 必要になります。従って、届出システムに用具情報を入力する前に、届出が必要な用具を選定し、貸与事業者から必要 書類を取り寄せてください。必要書類は1商品について1件(被保険者1名分)です。

#### ※1 請求実績が確認できる書類

介護給付費請求にて国保連に届け出ている「介護給付費請求・明細書 様式第二 居宅サービス・地域密着型サ ービス介護給付費明細書」(以下の様式)のことをいいます。なお、請求システムを自社開発等している関係から、 本様式と同様の出力が困難な場合には、別様式でも可能としますが、1商品毎に同様の内容が確認できる書類を 用意してください。

届出に必要な情報は以下のとおりです。これらの情報を入力いただくとともに、一式のデータ添付(PDF でも可)も必要になります。

- ・直近の給付年月日
- ·保険者番号、保険者名
- ・請求事業者の事業所番号、名称、電話番号
- ・居宅サービス計画の事業所番号、名称
- ・給付費明細(サービスコード、単位数、摘要)

	定期	(訪問) が 巡回・随時対応	護・訪問人A に型訪問介護	57「護・訪 看護・夜間	間者護 同対応型	訪問	リハ・A h護・認	8毛療養 知症対応	管理指導・過	・小規模多様	所リハ 戦能型原	・福祉用具) 宅介護・複	合型サ	ービス)	
公判	費担者番	号								平成		4	F		月分
公爹	受給者番	号								保護	者番号		ł	1	Ē
保	険者に	関する部	分は、個	人情	<b>Bです</b>	0			事業所 番号	Ì					
<b>¦∖</b> ≧	塗りつぶ	ぶすなどの	対応を行	テったう	えで、	書	類の		事業所 名称						
受教保険	、届出	システムへ 1.明治	の登録 2大王 3月	をお願(	いしま	す。		請求		Ŧ	-				
者	生牛月日	年	月	日別	1. 9	) 2.	<i>X</i>	棄者	所在地						
	要介護 状態区分	8	要介護1	• 2 • 3 • 4	4 • 5										
	認定有效 期間	平成            平成	年年	月 月		日日	から まで		連絡先	電話番号	ł				
唐日	6	<ol> <li>居宅介護</li> </ol>	文援事業有什	刺文	2	2.被	保険者	自己作成							
サー 計画	-ビス 1	事業所 番号				:	: :	事業	所						
	開始	平成	年		月		B	中年	止 平成	L.	年	1	月		,
_	79-75 E					-	0.0.00		*****	A-## # 1 /P	AR HE OT	1 25 0 0.44	t etc ide sti	and the second	an a mis

※2 保険者からの承認が得られていることが確認できる書類等

現時点でサービス提供しているが請求実績のない福祉用具の届出については、以下のすべての情報が必要です。 届出に必要な情報は以下のとおりです。カタログについては、データ添付(PDF でも可)が必要になります。

- ・貸与開始年月
- ・請求(予定)事業者の事業所番号、名称、電話番号
- ・居宅サービス計画の事業所番号、名称
- ・給付費明細に記載予定のサービスコード、単位数
- ・承認が得られている保険者番号、保険者名、担当部署、電話番号
- ・カタログの対象商品掲載ページの写真(商品と貸与価格が確認できるもの)

## 2.本システムについて

## (1) アクセス方法について

「福祉用具届出システム」は、テクノエイド協会のホームページ(<u>http://www.techno-aids.or.jp/</u>)からアクセスすることができます。届出を行う全ての製造事業者又は輸入事業者は、①「法人登録する」にてログイン用のパスワードを取得してください。その後、②「用具の届出・修正・確認」にて①で取得したパスワードを用いてログインし、福祉用具の届出を行ってください。

テクノエイド協会ホームページ(<u>http://www.techno-aids.or.jp/</u>)トップ

Welcome to ar Welcome to ar Welcome to ar	ssociation for technical aids' home page
サイト内検索 検索 協会紹介 アクセス リンク・著作権・免責事項 個人情報保護方針	情報公開 賛助会員 リンク集
<ul> <li>✓ お知らせ NEW! 大橋謙策理事長の動向コーナー 一覧を表示 &gt;</li> <li>○ 2017.06.20 平成29年度 可搬型階段昇降機安全指導員講習(基礎講習)間催要項(大阪会場)を掲載し ました。</li> </ul>	<ul> <li>補聴器関係はこちら</li> <li>認定補聴器技能者養成事業システム</li> <li>認定補聴器専門店認定システム</li> <li>補聴器販売店検索システム</li> </ul>
福祉用具ニーズ情報収集・提供システム ~みんなで考えよう自立支援機器開発~ パンフレットはこちら	O 福祉用具情報システム (TAIS)
<ul> <li>最新情報 2017.8.8 最終更新</li> <li>要望・アイディア</li> <li>精神障害者の公共のばでの手帳提示について</li> </ul>	<ul> <li>福祉用具ニーズ情報 収集・提供システム</li> </ul>
EXAcception(にかかわらす、障かい者手張を提示することに受容できていない           郵気品や技術         車いす用タイヤ空気圧表示インジケータ 本試作品は、車いす用タイヤの空気圧を表示することで、タイヤ空気圧の減少           が知らせ         【川崎市から配信メールのご紹介】ウェルフェアイノーベーション /かわさき 6月21日に川崎市より配信しましたお知らせのご紹介です。 個別配信を	<ul> <li>生活便利用具</li> <li>データベースシステム</li> <li>介護ロボット等のお試しができます!</li> </ul>
福祉用具貸与価格の見える化を推進するための「福祉用具届出システム」         NEW!!           2017.08.21         届出システムの目的及び届出を行う者、期間、方法等について 2017.08.21         8月28日以降           2017.08.21         福祉用具届出システム利用の手引き(PDF形式:1.13MB)         8月28日以降	<ul> <li>介護ロボット等試用貸出事業 (事業者・施設向け)</li> <li>福祉用具・介護ロボット</li> </ul>
空調子         公開予定           空調子         2017.07.18         交付要項・交付申請書           2017.05.24         08.4年を掲載しましま	<ul> <li>開発実証環境整備事業</li> <li>介護ロボット 導入好事例表彰事業</li> </ul>
こちらをクリックすると、「福祉用具属」 に移動します。(P4参照)	出システム」専用ページ
福祉用具貸与価格の見える化を推進するための「福祉用具届出システム」 NEW	/!!
2017.08.21届出システムの目的及び届出を行う者、期間、方法等について2017.08.21福祉用具届出システム利用の手引き(PDF形式:1.13MB)	

### トップ画面 > 福祉用具貸与価格の見える化を推進するための「福祉用具届出システム」

公益財団法人テクノエイド協会 The Association for Technical Aids(ATA)	Welcome to a	association for technical aids'	home p
内検索 検索 協会紹介 アクセス リンク・著作権・免責者	事項 個人情報保護方針	情報公開 賛助会員	ענ
福祉用具賃与価格の見える化を推進するための「福祉用具層出システム」	- r		
福祉用具貸与価格の見える化を推進するための「福祉用具届出システム	AJ NEW!!	8月28日以降 公開予定	
<ul> <li>         届出システムの目的         <ul> <li>             届出を行う者             <ul></ul></li></ul></li></ul>	L		
晶出システムの目的		<u>~-&gt;(</u>	の先頭へ
介護保険における福祉用具の給付のあり方については、平成28年12月9日に取りま 審議会介護保険部会)」において、制度の持続可能性を確保する一環として、適切な貨4 30年10月から施行されることが予定されました。	まとめられた「介護保険制度 与価格を確保する等の観点か	の見直しに関する意見(社会) ら、下記の事項が明記され、 <sup>3</sup>	呆障 平成
<ul> <li>回が商品ごとに、当該商品の貸与価格の全国的な状況を把握し、ホームページにおい</li> <li>貸与価格に一定の上限(全国平均貸与価格+1標準偏差)を設ける</li> </ul>	いて当該商品の全国平均貸与	価格を公表する	
厚生労働省においては、公益社団法人国民健康保険中央会、公益財団法人テクノエイ 進めており、去る7月3日の「全国介護保険担当課長会議」において、想定する見直しP こうした背景を踏まえ、この「福祉用具届出システム」は、福祉用具貸与価格の全国の 力を賜り、テクノエイド協会が運用するTAIS(福祉用具情報システム)に未登録の行 ついて、届出していただくためのシステムです。	ド協会等と連携を図りながら 内容及びスケジュールについ 的な状況を把握するため、福 喜社用具のうち、貸与のサー	、具体的な仕組みについて検討 て周知されたところです。 祉用具製造・輸入事業者等にこ ビス提供・請求実績のある用具	村を ご協 具に
副を行う者		<u>~-&gt;(</u>	の先頭へ
<ul> <li> 事務局までご相談ください。) <ul> <li> (留意事項) </li> <li> こ 既にTAIS登録しており「5桁-6桁」のTAISコードが付与され、協会日( </li> <li> こ また、現在TAISを削除している用具のうち、平成29年6月利用分におけるが 出を不要とします。当該リストを協会日Pに掲載しますのでご確認ください。 <ul> <li>● 当該リストはこちら(Excel形式:153KB)</li> <li> ※3 福祉用具貨与のサービス提供・請求実績の「ない」ものは届出できません。 </li> <li> ※4 同封の「福祉用具情報の収集・提供の流れ(予定)」をご参照ください。 </li> </ul> </li> </ul></li></ul>	Pから用具情報の公開がなさ 小護給付費の講求実績がある。	れている用具は届出不要です。 用具については、本年度に限り	0届
晶出期間		<u>~-&gt;</u>	の先頭へ
平成29年9月30日(土)まで			
晶出方法		<u>~-&gt;(</u>	の先頭へ
下記に掲載する「届出システム利用の手引き」をダウンロードし、所定の内容等を十分台 なお、記載内容の漏れや誤りなど、また添付書類の不備や不適切等が認められる場合に( い。	留意のうえ、1商品ずつ届出 よ、公表するリストには反映	を行って下さい。 されませんので留意してくだる	ž
• 届出システム利用の手引き ※手引きは運用状況により こちらをクリックしてください。	1	ペスワードを取得後(	<del>ئ</del> ر ب
初めて「福祉用具届出システ」         する」をクリックしてください。         成にハス、           する」をクリックしてください。         ください。	ノードを取得している方は、	こちをクリックしている	
法人登録する	用具の届出・	修正・確認	
お問合せ先(事務局)		<u>~-&gt;</u>	の先頭へ
<ul> <li>公益財団法人テクノエイド協会 企画部 加藤・山下・嶋谷・五島(ごしま) 電話番号 03(3266)6883</li> </ul>			
#ゴ会社ノンターリフク総理			

## (2) 本システムの全体像について

システムの全体像は以下のとおりです。



3. ログイン用のパスワードを取得する

※初めて使用する方はこちらを必ず実施してください。

#### (1) 福祉用具情報システム(TAIS)の企業コード(5桁)を持っている方

- トップ画面の「法人登録をする」をクリックすると「法人登録画面」に進みます。
   「TAIS 企業コード」の欄に福祉用具情報システム(TAIS)にて発行されている5桁の「企業コード」を入力し、エンターをすると、登録済みの情報(法人名からFAX番号まで)が自動的に表示されます。
   過去にTAIS登録していたものの、現在は登録を削除している場合には、以前発行を受けた「TAIS企業コード」を入力してください。不明な場合には「福祉用具検索システム(企業一覧)」にて調べることができます。
- ② 国税庁に登録されている法人番号(13桁)を入力してください。
   (法人番号は国税庁の法人番号公表サイトで調べることができます。<u>http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/</u>)
- ③ パスワードを送信する先の「メールアドレス」を入力してください。
- ④ 届出を実施される担当者の方の氏名を入力してください。
- ⑤ 入力内容に間違いがなければ「登録する」をクリックしてください。
- トップ > 法人登録画面

	福祉用具届出システム~	~法人登録画面~	
法人情報を登録してくださ	い。(*は入力必須です)		
TAIS企業コード	※TAIS登録企業はコードを入力し	てください。	
	※過去にTAIS登録していたもの 「TAIS企業コード」を記入し	の、現在は登録を削除している場合には、以前発行を受けた Cください。	
	不明な場合には、こちらから調	■べることができます。 <u>★福祉用具検索システム(企業一覧)</u>	
*法人名			
*法人名フリガナ		TAIS 企業コードが不明 またけ TAIS 企業コー	ドを
担当部者			۲°۳
* 御進府県		取得済みか不明な場合は、こちらのサイトで確認	ঃব
*TEL		ることができます。	
FAX			
*法人番号	(2)		
*メールアドレス		<b>(3</b> )	
		$\smile$	
*登録者氏名			
	<u></u>	لَقِ <del>رَ</del>	

- 6 確認画面が表示されるため、入力内容を確認してください。
   入力内容が正しい場合は、「登録する」を再度クリックしてください。登録が完了しましたら、自動的に今回入力いただいたメールアドレス宛に、「福祉用具届出システム」にて使用するパスワードが送信されます。
   (登録内容について記録しておくために、確認画面を印刷しておくことを推奨します。)
   誤りがある場合は「修正する」をクリックすると、入力画面(前画面)に戻ることができます。正しい内容に修正し、再度「登録する」をクリックしてください。
- ⑦ 登録が完了しましたら、登録完了画面が表示されます。自動的に登録されたメールアドレスにパスワードが送信されますが、届かない場合は事務局までご連絡ください。
- トップ > 法人登録画面 >法人登録確認画面

TAIS企業コード		
*法人名フリガナ		
担当部署		
*都道府県		
*住所		
*TEL	登録された内容が表示されます。	
FAX		
*法人番号		
*メールアドレス	1	
*登録者氏名		
		オス前に

#### トップ > 法人登録画面 > 登録完了画面

	福祉用具届出システム~法人登録画面~	
法人登録 登録いたた 登録後、	が完了しました。 だいたメールアドレス宛にパスワードが送信されますのでご確認ください。 1日経過しても受信できない場合は、お手数ですが事務局までご連絡ください。	
	<u>トップページへ戻る</u>	

#### (2) 福祉用具情報システム(TAIS)の企業コードを持っていない方

※過去にTAISに登録したことは無いか十分に調べてください。不明な場合には事務局まで確認してください。

トップ画面の「法人登録をする」をクリックすると「法人登録画面」に進みます。
 「法人名」から順に法人情報について入力してください。「\*」は必須項目です。
 ※「TAIS企業コード」欄は入力不要です。但し、過去にTAIS登録していたものの、現在は登録を削除している場合には、以前発行を受けた「TAIS企業コード」を入力してください。不明な場合には事務局に問合せてください。

※法人番号について:国税庁に登録されている法人番号(13桁)を入力してください。

(法人番号は国税庁の法人番号公表サイトで調べることができます。<u>http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/</u>) ※メールアドレスについて:パスワードを送信する先の「メールアドレス」を入力してください。 ※登録者氏名:届出を実施される担当者の方の氏名を入力してください。

- ② 入力内容に間違いがなければ「登録する」をクリックしてください。
- トップ > 法人登録画面

TAIS企業コード	入力不要※TAIS登録企業はコードを入力してください。
	「「れら正来」「うをむへびていことい。 不明な場合には、こちらから調べることができます。 ★福祉田里検索システム(企業一覧
*法人名	
*法人名フリガナ	
担当部署	
*都道府県	
*住所	( <b>1</b> )
*TEL	
FAX	
*法人番号	
*メールアドレス	
*登録者氏名	

- ③ 確認画面が表示されるため、入力内容を確認してください。 入力内容が正しい場合は、「登録する」を再度クリックしてください。登録が完了しましたら、自動的に今回入力いただいたメールアドレス宛に、「福祉用具届出システム」にて使用する(仮) TAIS 企業コードとパスワードが送信されます。 (登録内容について記録しておくために、確認画面を印刷しておくことを推奨します。) 誤りがある場合は「修正する」をクリックすると、入力画面(前画面)に戻ることができます。正しい内容に修正し、再度「登録する」をクリックしてください。
- ④ 登録が完了しましたら、登録完了画面が表示されます。自動的に登録されたメールアドレスに福祉用具届出システム用の(仮) TAIS 企業コードとパスワードが送信されますが、届かない場合は事務局までご連絡ください。
- トップ > 法人登録画面 >法人登録確認画面

TAIS企業コード		
*法人名フリガナ		
担当部署		
*都道府県		
*住所		
*TEL	宣承されに内谷小衣示されま9。	
FAX		
「法人番号」		
*3-107502		
*登録者氏名		

#### トップ > 法人登録画面 > 登録完了画面

	福祉用具届出システム~法人登録画面~	
法人登録 登録いたた 登録後、:	が完了しました。 だいたメールアドレス宛にパスワードが送信されますのでご確認ください。 1日経過しても受信できない場合は、お手数ですが事務局までご連絡ください。	
	<u>トップページへ戻る</u>	

## 4.ログインする

- ① トップ画面の「用具の届出・修正・確認」をクリックすると「用具の届出・修正・確認画面」に進みます。
- ② 法人登録にて発行された「企業コード」と「パスワード」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。
   (TAIS 登録済み企業は、TAIS にて発行されている5桁の「企業コード」を入力してください。)
- ③ 正常にログインされると「届出用具一覧」のページが表示されます。
- トップ > 用具の届出・修正・確認画面

一	祉用具届出シ	システム~	・用具の届け	出・修正・確	認画面~	
企業コードとバスワードを入力	してください					
*企業⊐∽⊦						
*パスワード						
		戻る	ログイン			

※ログインに失敗した場合

以下の画面が表示された場合は、企業コードとパスワードが一致しないなどの理由が考えられます。

受信したメール等を再度確認いただき、どうしてもログインできないという場合は事務局までご連絡ください。

法人情報入力エラー						
	企業コードまたはバスワードが間違っています。 - ERR C002 - お手数ですが、トッブページから再度入りなおしてください。					
	<u>トップページへ戻る</u>					

## 5.用具情報について入力する

- ① ログイン後、届出用具一覧の画面が表示されます。新規で用具情報を入力する場合は、「新規追加」ボタンをクリックしてください。届出する用具の詳細情報を入力する画面に進みます。
- トップ > 用具の届出・修正・確認画面 > 届出用具一覧

	福祉用具届出システム~世界の展史・修正・確認画素~									
				サーヒ	こス提供実績に	よる届出	を行い、	請求実績	を証明す	
	■届出用具一覧			る書語	類の提出がされ	ていない	場合に	は、「無」と	表示され	
	「新規追加」をクリックし用具詳細について入力してください。 新規追加 1		ます。(請求実績がある場合はブランクとなります)					す)		
	受付番号	法人名	商品名		型番	請求実績	更新日	ステータス	備考	
									修正する	
既にノ	し力されている	る用具がある場合には	、一覧とし							
て表示	<b>≂</b> されます。			3						

② 届出する用具1商品ごとに詳細情報を入力してください。「\*」は必須項目です。

トップ > 用具の届出・修正・確認画面 > 届出用具一覧 > 用具情報

	福祉用具届出システム〜月	用具の届出・修正・確認画面~
【株式	<del>⇔</del> ≵+ ● ● ● ]	<ul> <li>一覧へ</li> <li>一時保存する</li> <li>送信する</li> </ul>
用具情報	服を入力してください	名称・型番がいずれも同一の用具は、重複して届出
■届出	はする用具について入力してください	することができません。
	*名称	また、すべて全角で人力してくたさい。
商品画像データ登録は、 該当商品のみの画像を	主要   ※名称・型番がいずれも同一の用具 ※名称・型番はいずれも全角で入力	は、重複して届出することができません。 りしてください。(漢字、かな、カナ、英数字)
添付してくたさい。 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	*介護保険種目 サービス種類 17:福祉用具賞与 サービス種目 切売又は実勢価格 の 円 品画像データ登録 蓄求実績 のあり Cなし 法	<ul> <li>現時点で既に請求実績がある用具は、「あり」を選択してください。⇒P12へ進むサービス提供しているが請求実績のない用具は、</li> <li>「なし」を選択してください。=P14へ進む</li> </ul>
<b>0771A07971-</b> ₽ ○ <b>■</b> <del>7</del> 20197 •	× ・ GD デスクトップの検索 12	「商品画像データ登録」にある「参照」をクリックすると、先の画面
世理      ・     新(人)フォルダー	● ● ● ●	が表示されます。 添付した画像データが保存されているフォルダからデータを選択し 右下にある「開く」をクリックするとデータ登録が完了します。 完了するとデータの名称が表記されます。 ※添付できるデータは、Excel、Word、pdf、ppt、JPEG等、 いずれも可能です。

## ■請求実績「あり」の場合

以下の部分について、必要事項の入力および書類データの登録をしてください。(様式第二の情報転記してください)

■請求実績「あり」の堤合は以下 入力してください
* 直近の給付年月 平成 年 月 ア
*保険者番号 イ
*保険者名
請求事業者
*請求事業者の <b> </b>
● *請求事業所の T
*a¥ñ2t
**ウービスコード *単位数 <b></b>
ク ケ コ
様式2添付 参照… ファイルが選択されていません。
※国が示り様式通り出力できない場合は、別様式による添付も可能としょり。 但し、この場合についても上記の請求実績が1商品ずつ確認できるようにしてください。
(以下のア〜コの内容を入力)
への写真または PDF を登録。
様式第二(附則第二条関係) (登録方法は P11★を参照)
居宅サービス・地域密着型サービス介護給付費明細書
(訪問介護・訪問入浴介護・訪問者護・訪問リハ・居宅療養管理指導・通所介護・通所リハ・福祉用具貸与・ と思いて、時時はた期は開合時で使った開始に対け開合時、た期に保付た期になった時、近く期になった時、第二人
上州市西・西町内心型の同力機者優・化同内心型の同力機・認知症内心型道所力機・小規模多機能型店宅力機・使言型サービス)
平成 <b>平</b> 月分
保険者番号
<b>ウ</b> 事業所 書号
<b>工</b> 事業所
名称
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
者 //112~6
オ 遠絡先 電話番号
居宅 1.居宅介護支援事業者作成 2.被保険者自己作成
サービス 事業所 計画 事業所 力 : : : : : : : : : : : : :
年間         年         月         日         年         月         日           中止         中止         日         中止         日         日         日         日
1.非該当 3.医療機関入院 4.死亡 5.その他 6.介護老人福祉施設入所 7.介護老人保健施設入所 8.介護療養型医療施設入院 理由
サービス内容         サービスコード         単位数         函数         サービス単位数         公費分 回数         公費対象単位数         摘要

必須項目全ての入力が完了後、このまま届出を行う場合は「一時保存」または「送信する」をクリックしてください。 ※全ての項目への入力が完了していない場合でも「一時保存」により、後日、追加での入力等が可能です。

>「一時保存」をクリックした場合

福祉用具届出システム~用具の届出・修正・確認画面~						
	用具情報を一時保存しました					
	一覧へ					

#### >「送信する」をクリックした場合

「送信する」をクリックすると、届出内容の確認画面が表示されます。

(登録内容について記録しておくために、確認画面を印刷しておくことを推奨します。)

入力内容に誤りのないことを確認し、再度、「送信する」をクリックすると、届出が完了します。

福祉用具届出システム~用具の届出・修正・確認画面~								
修正する 一時保存する 送信する 入力内容を確認してください。「送信する」をクリックすると今後入力内容の修正ができなくなります。 ■届出する用具について入力してください。								
*名称 型番	歩くサポート① ARK-I	(注)「送信する」を選択し届出を行うと、届出締切						
*介護保険種目	サービス種類 17:福祉用具貸与 サービス種目 10:歩行補助つえ	17:福祉用具貸与     前でも修正等の操作ができなくなりますので       10:歩行補助つえ     ご留音ください						
*希望小売又は実勢価格 商品画像データ登録	2500 円 あり							

### ■請求実績「なし」の場合

### (1)サービス提供実績の入力とカタログの添付

必須項目全ての入力が完了後、このまま届出を行う場合は「一時保存」または「送信する」をクリックしてください。 ※全ての項目への入力が完了していない場合でも「一時保存」により、後日、追加での入力等が可能です。

*サービス提供開始年月日	平成
サービス提供事業者 *サービス提供事業者の 事業所番号 *サービス提供事業所の 事業所名称	
*電話番号	
居宅サービス計画 *事業所乗号	
*事業所名称	
給付費明細 *サービスコード	*单位数
承認が得られている保険者	
*保険者番号	
*保険者名	リタロク添付については、カタロク中の該自商品の画像
*担当部署	と価格表示の部分のみ添付してください。
*電話番号	
カタログ添付	参照 ファイルが選択されていません。
	※商品と貸与価格がわかるようにしてください
	一覧へ 一時保友する 送信する

>「一時保存」をクリックした場合

用具情報を一時保存しました

#### >「送信する」をクリックした場合

「送信する」をクリックすると、届出内容の確認画面が表示されます。

入力内容に誤りのないことを確認し、再度、「送信する」をクリックすると、届出が完了します。

	福祉用具届出システム~用具の届出・修正・確認画面~							
修正する 一時保存する 送信する 入力内容を確認してください。「送信する」をクリックすると今後入力内容の修正ができなくなります。 ■届出する用具について入力してください。								
*名称 型番	歩くサポート① ARK-I	(注)「送信する」を選択し届出を行うと、届出締切						
*介護保険種目	サービス種類 17:福祉用具貸与 サービス種目 10:歩行補助つえ	前でも修正等の操作ができなくなりますので ご留意ください。						
*希望小売又は実勢価格 商品画像データ登録	2500 円 あり							

#### (2)請求実績の添付

サービス提供実績のみの届出については、請求の実績が発生した段階で、その請求実績を証明する書類が必要となります。 サービス提供実績による届出後、2か月を経過しても、請求実績を証明する書類の提出がされない場合、コード表から削 除します。

詳しくは、P17「8.請求実績を入力する」をご覧ください。

### 6.入力済みの用具について確認する

① ログイン後、入力済みの届出用具一覧の画面が表示されます。ステータスにて現在の状況が確認できます。

トップ > 用具の届出・修正・確認画面 > 届出用具一覧

	福祉用具届出システム~用具の届出・修正・確認画面~									
■届出用具一覧 「新規追加」をクリックし用具詳細について入力してください。 新規追加										
受付番号	法人名	商品名	型番	請求実績	更新日	ステータス	備考			
							修正する			

■受付番号・・・届出企業において入力された順にシステム上の受付番号が配番されます。

※届出コードではありません。

■更新日・・・届出用具の最終入力日または送信日が表示されます。

■ステータスの表記・・・以下を意味します

ステータス	状況
一時保存	届出は未完了の状況です。
	備考欄にある「修正する」をクリックすると、用具情報入力画面が表示され、内容の修
	正ができます。
送信済み(入力終了)	請求実績のある用具について、届出が完了している状況です。
	入力内容の修正はできません。
送信済み(請求実績待ち)	サービス提供実績によって届出が完了している状況です。後日、請求実績について報
	告する必要があります。
	備考欄にある「請求実績追加」をクリックすると、用具情報入力画面が表示され、請
	求実績について入力が可能になります。ただし、用具の基本情報(名称、型番、介
	護保険種目、希望小売又は実勢価格、商品画像データ)は修正することができませ

## 7.入力済みの用具について修正・届出する

- ① ログイン後、入力済みの届出用具一覧の画面が表示されます。一覧の中から修正したい用具の「修正する」をクリック すると用具の詳細情報を入力する画面が表示され、入力内容の修正や届出(「送信する」)ができます。
- ※ステータスが「一時保存」と表示されている用具のみ修正が可能です。「送信済み」の用具については修正することができ ません。
- トップ > 用具の届出・修正・確認画面 > 届出用具一覧

	福祉用具届出システム~用具の届出・修正・確認画面~									
■届出用具一覧 「新規追加」をクリックし用具詳細について入力してください。 新規追加										
受付番号	法人名	商品名	型番	請求実績	更新日	ステータス	備考			
001	株式会社●●●	••••	• • - • • •		****/*/*	一時保存	修正する			
				I	II					
戻る										

## 8.請求実績を入力する

- 請求実績がなく、サービス提供実績にて用具の届出を実施した場合、請求実績欄に「無」、およびステータス欄に「送 信済み(請求実績待ち)」が表記されています。
- ② 該当する用具の備考欄にある「請求実績追加」をクリックすると、用具情報入力画面が表示されます。
- ③ 請求実績について、必要事項の入力および書類データを添付し、「送信する」をクリックしてください。 入力にあたっては、P12「■請求実績「あり」の場合」を参考にしてください。

※既に請求実績ありで用具届出を実施した場合は、入力内容や添付書類の差し替えはできません。

#### トップ > 用具の届出・修正・確認画面 > 届出用具一覧

	福祉用具届出システム~用具の届出・修正・確認画面~								
■ 届出月 「新規追加	■届出用具一覧 「新規追加」をクリックし用具詳細について入力してください。 新規追加								
受付番号 001	法人名 株式会社●●●	商品名	型番	請求実績	更新日 ****/*/*	ステータス 送信済み (請求実績待ち)	備考		
		戻る							

トップ > 用具の届出・修正・確認画面 > 届出用具一覧 > 用具情報

福祉用具届出システム~用具の届出・修正・確認画面~						
一覧へ 一時保存する 送信する						
【株式会社●●●】						
用具情報を入力してください						
■届出する用具について入力してください						
*8時 用具についての基本情報は変更でき	₹₹					
※名称・型番がいずれも同一の用具は、重複して届出する。						
※石柳・空笛はいりれも主角で入力していたい。(漢子、かな、ガ						
*介護保険種目 サービス種目						
* 希望小売又は実勢価格 0 円						
商品画像データ登録 参照… ファイルが選択されていません。						
請求実績 ⑥あり 〇なし						
■請求実績「あり」の場合は以下入力してください						
*保険者番号						
*保険者名						
請求事業者						

## 9. 福祉用具情報の収集・提供の流れ(予定)



※本スケジュール等につきましては、あくまで現時点の予定であり、容赦なく変更する場合があり得ることをご了承ください。